～相続をもっと自由に～

『家族信託』による相続・財産承継対策のススメ

日本では毎年百万人を超える方が亡くなり、同じ数だけ相続が発生しています。そして、日本人の平均寿命は女性 87.14 歳、男性 80.98 歳と過去最高を更新しています。長寿社会になった日本では、相続だけを考えていれば良いのではなく、長寿リスクとして認知症への対策がより重要性を増してきます。

相続・財産承継対策を考えるポイントとしては、大きく 3 つのタイミングがあります。

①相続が発生した時の財産の行き先
②二次相続（配偶者）が発生した時の財産の行き先
③生前に認知症になってしまった場合

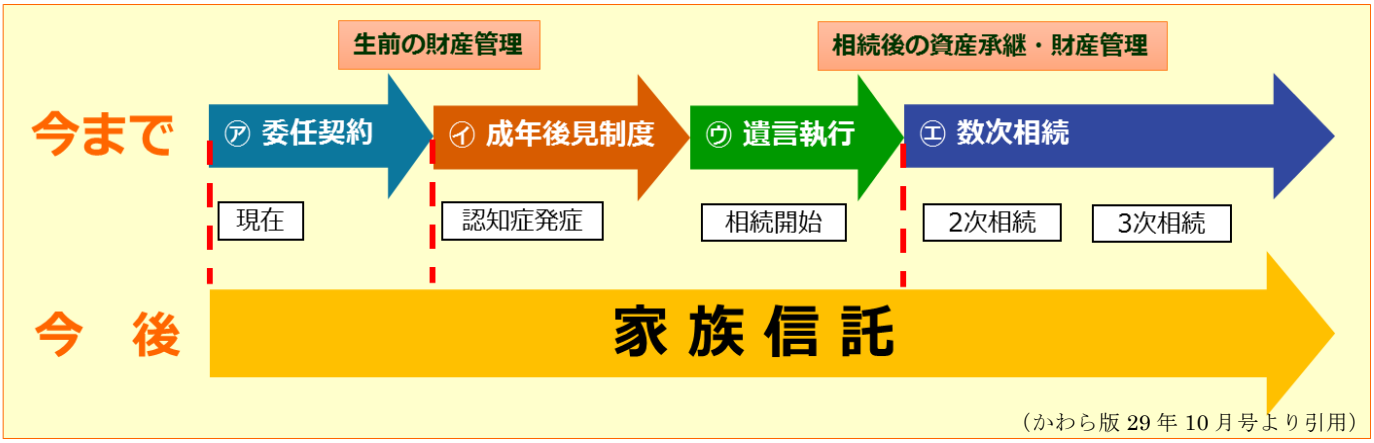

（かわら版 29 年 10 月号より引用）

従来の相続対策としては、以下のような対策が主なものでした。

①：遺言書（図のウ）
②：対応不可（図のエ）
③：成年後見制度・財産管理契約（図のイ・ア）

『①遺言書』は認知度が上がってきましたが、気持ちの面で踏ん切りがつかない方がまだまだ多いようです。

『③成年後見制度』は、第三者（家庭裁判所・弁護士）が関与してくることや、財産処分の不自由さ、後見人の負担が重いことなどから、制度としては素晴らしいものなのですが、なかなか広がりません。②は、配偶者の方にも遺言書を書いてもらうという方法もありますが、遺言書はいつでも書換え可能なため安心できません。自分が死んでしまった後に、配偶者が遺言書を書き改めるということもあります。

②を含め、①～③全てに対応することができる方法が『家族信託』と呼ばれる新しい方法です。

今までとは全く異なる相続対策がそこにはあります。『財産の分け方で漠然とお悩みの方』、『明確にこう分けたいけれど本当に実現可能か不安な方』、一人で悩まずご相談ください！その想いを実現できる方法をご提案致します。

当事務所では、関西で早くから家族信託に取り組んでおり、豊富な事例・ノウハウ・実務経験があります。
また、税務以外にも法務面が非常に重要なため、家族信託に精通した弁護士・司法書士と一緒に「一般社団法人 MACA 信託研究会※」という家族信託専門組織の運営メンバーとして、家族信託の適切な普及に努めています。
（※HP：http://maca-shintaku.jp/）

（文責　岩間　大地　家族信託コーディネーター®）